

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後										
1	<p>(始動票札の取扱手数料の交付)</p> <p>第28条の6 収納計器取扱人に対しては、始動票札の取扱手数料（以下「手数料」という。）として、当該年度において当該収納計器取扱人に売り渡した始動票札の代金の総額を、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に定める率を順次適用して計算した額の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に相当する金額を交付する。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	<p>(始動票札の取扱手数料の交付)</p> <p>第28条の6 収納計器取扱人に対しては、始動票札の取扱手数料（以下「手数料」という。）として、当該年度において当該収納計器取扱人に売り渡した始動票札の代金の総額を、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に定める率を順次適用して計算した額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額に相当する金額を交付する。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]								
[略]												
[略]												
2	<p>[略]</p> <p>第64条 削除</p> <p>(中古商品自動車に係る自動車税の減額の承認等の通知)</p> <p>第64条の2 [略]</p> <p>(自動車税の課税免除申請に係る書類等)</p> <p>第64条の3 [略]</p> <p>2 局長は、<u>条例第103条の4第3項の規定による申請書を受理したときは</u>、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療養手帳の予備欄に自動車税免除申請済印（様式第122号）を押印しなければならない。</p> <p>様式第61号の2（第28条の5、第28条の7関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>始動票</td><td>[略]</td></tr><tr><td>札取扱 手数料</td><td>$\textcircled{14} \times \frac{5}{100}$ $\textcircled{15}$ [略]</td></tr></table>	[略]	始動票	[略]	札取扱 手数料	$\textcircled{14} \times \frac{5}{100}$ $\textcircled{15}$ [略]	<p>[略]</p> <p>(中古商品自動車に係る自動車税の減額の承認等の通知)</p> <p>第64条 [略]</p> <p>(<u>条例第103条の4第3項に規定する規則で定める場合</u>)</p> <p>第64条の2 <u>条例第103条の4第3項に規定する規則で定める場合は、前年度に自動車税が免除された自動車（別表第4の3の欄に掲げる障害等級に該当する者に係るものとして自動車税が免除された自動車を除く。）について免除を受けた者が前年度に引き続き自動車税の免除の申請をする場合であって、前年度にした申請と同一の内容（運転免許証の有効期間の更新その他局長が認める軽微な変更以外の変更がない場合を含む。）により申請をするときとする。</u></p> <p>(自動車税の課税免除申請に係る書類等)</p> <p>第64条の3 [略]</p> <p>2 局長は、<u>条例第103条の4第3項の規定により前項に規定する書類の提示を受けたときは</u>、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療養手帳の予備欄に自動車税免除申請済印（様式第122号）を押印しなければならない。</p> <p>様式第61号の2（第28条の5、第28条の7関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>始動票</td><td>[略]</td></tr><tr><td>札取扱 手数料</td><td>$\textcircled{14} \times \frac{8}{100}$ $\textcircled{15}$ [略]</td></tr></table>	[略]	始動票	[略]	札取扱 手数料	$\textcircled{14} \times \frac{8}{100}$ $\textcircled{15}$ [略]
[略]												
始動票	[略]											
札取扱 手数料	$\textcircled{14} \times \frac{5}{100}$ $\textcircled{15}$ [略]											
[略]												
始動票	[略]											
札取扱 手数料	$\textcircled{14} \times \frac{8}{100}$ $\textcircled{15}$ [略]											

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>様式第121号の12 (第64条の2 関係)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>様式第121号の12 (第64条関係)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>
<p>2 (県税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第80条 [略]</p> <p>2 条例第146条第2項に規定する規則で定める場合は、総務省令第26条第3項各号に掲げる場合とする。</p> <p>3 条例第146条第2項の承認を受けている条例第145条の表の各号の左欄に掲げる者は、総務省令第26条第4項の規定の例により当該承認を受けている条例第147条に規定する県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</p>	<p>(県税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第80条 [略]</p> <p>2 条例第146条第2項に規定する規則で定める場合は、総務省令第26条第2項各号に掲げる場合とする。</p> <p>3 条例第146条第2項の承認を受けている条例第145条の表の各号の左欄に掲げる者は、総務省令第26条第3項の規定の例により当該承認を受けている条例第147条に規定する県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>様式第78号を次のように改める。</p> <p>様式第78号 (第40条関係)</p>	

付
受 ○ 印

<p>法人の事業開始等申告書</p> <p>広域振興局長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p>		<p>法人番号</p>	
名	株式会社 有限会社 合名会社 合資会社 その他 ()	フリガナ	
本店の所在地	都道府県	郵便番号	所在地変更 年 月 日
	市町村	フリガナ	電話番号
所在地	市町村	郵便番号	所在地変更 年 月 日
フリガナ	電話番号		
名称			
(フリガナ) 代表者	代表者変更年月日		
代表者	届出事項	年 月 日	

事業の種類	設立	廃止																		
	転入・設置	転出																		
	合併	解散	残財確定																	
事業年度（連結法人においては連結事業年度）	①	月	日	から	資本金の額 又は出資金の額															
	②	月	日	まで																
事業年度変更年月日（連結法人においては連結事業年度変更年月日）		年	月	日																
申告期限延長	法人税	月間延長		連結納税承認	有・無	銀行名 ()	支店名 ()	普当	口座番号	法人税の申告区分 青・その他										
	事業税	月間延長																		
他県の事務所（事業所）	名		称		所		在		地											

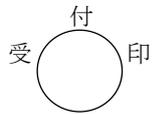
備考 新たに設立した法人にあつては、定款、寄附行為、規約又は規則の写し及び設立登記の登記事項証明書を添付してください。

(A4)

様式第118号を次のように改める。

様式第118号（第59条、第68条関係）

(表)



身体障害者等に係る 自動車取得税 課税免除申請書
自動車税

年 月 日
広域振興局長 様

申請者 (納税義務者)	住所	電話番号		— —	
	フリガナ				
	氏名	身体障害者等との関係		㊟	

岩手県県税条例 第97条第1項 第103条の4第1項 の規定により、課税免除の申請をします。

申請理由	1 身体障害者等が運転する自動車 2 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車 3 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車				
使用目的	1 通学・通所	2 通院	3 通勤	4 生業	
免除を受けようとする期間	年度	免除を受けようとする税額	自動車取得税	円	
			自動車税	円	

1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の記載事項（手帳を見て記載してください。）

住所	氏名	
	生年月日	・ ・ (歳)

手帳 受給者 番号	交付年月日		・	職業又は 就学状況
	有効期限		・	
手帳の種類及び 障害の程度	1 身体障害者手帳 級	2 戦傷病者手帳 項症・款症	3 精神障害者保健福祉手帳 級	4 療育手帳 A・B
障害名等	身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の障害名欄に記載されている障害名及びその等級を全て記入してください。			

2 自動車を運転する者の運転免許証に関する事項（運転免許証を見て記載してください。）

住所		氏名	
有効期間の末日	・	身体障害者等との関係	

3 自動車検査証に関する事項（自動車検査証を見て記載してください。）

納税義務者となる所有者又は は使用者の住所及び氏名	住所 氏名	
登録番号	有効期間の満了する日	・

(A4)

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出期限までに、同表の右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分	提出期限	提出先
自動車取得税の免除を受けようとする者	自動車取得税の申告をした日（自動車の登録、検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日）から15日以内	盛岡広域振興局県税部（税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、県税部分室）
自動車税の免除を受けようとする者	自動車の新規登録をする場合 賦課期日（4月1日。ただし、同日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日。以下同じ。）に自動車を所有している場合 納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）	納税義務者の住所地を管轄する広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター

2 自動車取得税及び自動車税の免除の上限額は、次の表のとおりです。

税 目	上限額
自動車取得税	250万円（構造上専ら身体障害者等の利用に供するための自動車の場合は、250万円に構造変更に必要な費用を加算した額）に、自動車の区分に応じ適用される自動車取得税の税率を乗じて得た額
自動車税	年45,000円

3 「生計を一にする者」が運転する場合は、次に掲げる書面を添付してください。

(1) 申請者、身体障害者等及び自動車を運転する者が生計を一にすることを確認することができる書類（健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等の扶養関係を確認することができる書類）

ただし、申請者、身体障害者等及び自動車を運転する者の住所が同一の場合は、添付を省略することができます。

(2) 次の表の左欄に掲げる使用目的の区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書又は申立書

使用目的	証明書又は申立書
通学、通所、通院又は通勤に使用する場合	ア 学校、施設、病院若しくは診療所又は勤務先の長が発行する通学、通所、通院又は通勤の証明書（賦課期日前3箇月間（当該期間内に長期休業期間（本人の都合による休業の場合を除く。）が含まれる場合は、当該長期休業期間を除く。以下同じ。）において週1回以上又は月4回以上使用されていたことを証明するものに限る。） イ 使用状況を記録した書類（上記証明書を添付することができない場合に限る。）
生業に使用する場合	使用する理由及び使用状況を記録した書類

4 「常時介護者」が運転する場合は、次に掲げる書面を添付してください。

- (1) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し
- (2) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
- (3) 運行状況を記録した書類（常時介護者が、申請者のために少なくとも1年間以上の期間にわたり週3日以上運転を現に行い、又は行う見込みがあることを1週間を単位として記載したものに限る。）
- (4) 次の表の左欄に掲げる使用目的の区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書又は申立書

使用目的	証明書又は申立書
通学、通所、通院又は通勤に使用する場合	学校、施設、病院若しくは診療所又は勤務先の長が発行する通学、通所、通院又は通勤の証明書（賦課期日前3箇月間において週3日以上使用されていたことを証明するものに限る。）
生業に使用する場合	使用する理由及び使用状況を記録した書類

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申告書及び申請書について適用し、同日前に提出した申告書及び申請書については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。